

測量、設計等コンサルタント業務の委託契約に係る最低制限価格算出要領

(平成24年 3 月 30日 決裁)

改正 平成24年 8 月 31日 決裁

改正 平成25年 5 月 31日 決裁

改正 平成26年 3 月 31日 決裁

改正 平成28年 3 月 31日 決裁

改正 平成29年 3 月 31日 決裁

改正 平成31年 4 月 1 日 決裁

改正 平成31年 4 月 23日 決裁

改正 令和 6 年 4 月 25日 決裁

(趣旨)

第 1 条 この要領は、金沢市契約規則（平成15年規則第 1 号。以下「契約規則」という。）第15条（第21条において準用する場合を含む。）の規定による測量、設計等コンサルタント業務に係る委託契約について、最低制限価格の算出方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(最低制限価格の算出方法)

第 2 条 契約規則第15条第 1 項第12号に掲げる契約に係る最低制限価格の算出方法は、次の各号に掲げる業務の種別（当該業務の予定価格算出の基礎とした委託設計書等（以下「委託設計書等」という。）に係る業務の種別をいう。）に応じ、委託設計書等に基づき算出した当該各号に掲げる額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、第 1 号から第 3 号に掲げる業務に係る委託契約にあつては、その額が予定価格に10分の8.1を乗じて得た額を超える場合は当該予定価格に10分の8.1を乗じて得た額とし、予定価格に10分の 6 を乗じて得た額に満たない場合は当該予定価格に10分の 6 を乗じて得た額とし、第 4 号に掲げる業務に係る委託契約にあつては、その額が予定価格に10分の8.2を乗じて得た額を超える場合は当該予定価格に10分の8.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の 6 を乗じて得た額に満たない場合は当該予定価格に10分の 6 を乗じて得た額とし、第 5 号に掲げる業務に係る委託契約にあつては、その額が予定価格に10分の8.5を乗じて得た額を超える場合は当該予定価格に10分の8.5を乗じて得た額とし、予定価格に 3 分の 2 を乗じて得た額に満たない場合は当該予定価格に 3 分の 2 を乗じて得た額とする。

(1) 土木コンサルタント業務（水道施設及び下水道施設含む）次に掲げる額の合算額

ア 直接人件費の額

イ 直接経費の額

ウ その他原価の額に10分の 9 を乗じて得た額

エ 一般管理費の額に10分の 5 を乗じて得た額

(2) 建築又は設備設計業務 次に掲げる額の合算額

ア 直接人件費の額

イ 特別経費の額

ウ 技術料等経費の額に10分の 6 を乗じて得た額

エ 諸経費の額に10分の 6 を乗じて得た額

(3) 補償関係コンサルタント業務 次に掲げる額の合算額

- ア 直接人件費の額
- イ 直接経費の額
- ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
- エ 一般管理費の額に10分の5を乗じて得た額

(4) 測量業務 次に掲げる額の合算額

- ア 直接測量費の額
- イ 測量調査費の額
- ウ 諸経費の額に10分の5を乗じて得た額

(5) 地質調査業務 次に掲げる額の合算額

- ア 直接調査費の額
- イ 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額
- ウ 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額
- エ 諸経費の額に10分の5を乗じて得た額

- 2 前項の規定にかかわらず、特別な業務については、10分の8.1から10分の6までの範囲内(前項第4号に係る委託契約にあつては10分の8.2から10分の6までの範囲内、前項第5号に係る委託契約にあつては10分の8.5から3分の2までの範囲内)の割合を予定価格に乗じて得た額を最低制限価格とする。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成24年9月1日から施行する。
- 2 改正後の測量、設計等コンサルタント業務の委託契約に係る最低制限価格算出要領の規定は、この要領の施行の日(以下「施行日」という。)以後に設計する業務について適用し、施行日前に設計した業務に係る最低制限価格の算出については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成25年6月1日から施行する。
- 2 改正後の測量、設計等コンサルタント業務の委託契約に係る最低制限価格算出要領の規定は、この要領の施行の日(以下「施行日」という。)以後に設計する業務について適用し、施行日前に設計した業務に係る最低制限価格の算出については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の測量、設計等コンサルタント業務の委託契約に係る最低制限価格算出要領の規定は、この要領の施行の日以後に公告する一般競争入札及び入札に参加する者に通知する指名競争入札による契約について適用し、同日前に公告した一般競争入札及び入札に参加する者に通知した指名競争入札による契約については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の測量、設計等コンサルタント業務の委託契約に係る最低制限価格算出要領の規定は、この要領の施行の日以後に公告する一般競争入札及び入札に参加する者に通知する指名競争入札による契約について適用し、同日前に公告した一般競争入札及び入札に参加する者に通知した指名競争入札による契約については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 工期の末日が、平成31年9月30日以前である契約については、第2条中「100分の110」とあるのは、「100分の108」として、同条の規定を適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成31年5月1日から施行する。
- 2 改正後の測量、設計等コンサルタント業務の委託契約に係る最低制限価格算出要領の規定は、この要領の施行の日以後に公告する一般競争入札及び入札に参加する者に通知する指名競争入札による契約について適用し、同日前に公告した一般競争入札及び入札に参加する者に通知した指名競争入札による契約については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和6年5月1日から施行する。
- 2 改正後の測量、設計等コンサルタント業務の委託契約に係る最低制限価格算出要領の規定は、この要領の施行の日以後に公告する一般競争入札及び入札に参加する者に通知する指名競争入札による契約について適用し、同日前に公告した一般競争入札及び入札に参加する者に通知した指名競争入札による契約については、なお従前の例による。